

日本社会における格差の広がりとその対策

倉満 智

はじめに

日本における格差に関する調査¹では、格差の現状については 81%の人が「日本人の間に格差が広がっていると思う」と回答した。ただ、一言で格差と言ってもその内容には様々なものがある。上の調査において格差が拡大していると考える分野を複数回答で聞いたところ、「業種や会社による賃金の格差（賃金格差）」が 81%に達し、「親の経済力によって生まれる教育格差（教育格差）」、「仕事の中身が同等な正社員と非正社員の賃金格差（非正社員の格差）」が続いている。他にも「都市と地方の地域間格差」も 60%の人が感じており無視できない。このように、多くの日本人は生活の中で様々な格差を感じており、現実的な問題となっている。格差の問題は 80 年代以降続いている新自由主義の政策の弊害ともいえるが、その一言で片づけられる問題ではない。再分配政策の弱さやセーフティネットの貧弱さなど様々な要因が折り重なっている。フリーター・ニートの増加も格差拡大に大きく影響を及ぼしている。さらに、「機会」の格差と「結果」の格差という二つの視点から、格差の線引きの問題も存在する。本論文では、このように多岐にわたる日本における格差の拡大の問題を考察し、そのそれぞれが、どのような要因で生じているのか、そして、どのような対策が考えられるかを明らかにする。

1. 格差拡大の背景

1.1 格差社会論の広がり

80 年代末のバブル時は、資産価格の高騰から発生した資産所得格差や、金融業と製造業の間の賃金格差が、人々に所得格差拡大を意識させた。90 年代後半からは、企業における成果主義型賃金制度の導入、失業率の上昇、ホームレスの増大といった現象が、人々に格差拡大感をもたらせている。実際、日本社会全体での所得格差は 80 年代以降拡大し続けたことがさまざまな統計から観察される²。

格差社会論は 2005 年頃からメディアをにぎわすようになった。これは、格差に関する新聞記事が 2005 年に急激に増えたことから見て取れる。実際の格差拡大はバブル期から存在したわけだが、長期不況が続き、中産階級の没落が囁かれ始めたこの時期に、格差社会論が一気に表面化してきたのである。

1.2 格差拡大の要因

格差拡大の大きな要因として挙げられるのが新自由主義に基づく小さな政府路線の政策であ

¹ 「日本を考える～格差を超えて・番外編」『読売新聞』、2007 年 3 月 1 日

² 大竹（2005）p.i.

とも言えるだろう。新自由主義的な政策を続けた小泉首相（2001年4月～2006年9月）は「格差が出ることが悪いとは思わない」と格差是認ととれることを述べた。これは、新自由主義、市場経済を優先させるような経済政策を実施したら、貧富の差が拡大し、日本が格差社会になることを認めた発言であるといえる。

日本における新自由主義の政策の始まりは、80年代の中曽根政権下での電電公社や国鉄の民営化等の手段による行政改革である。その後、バブル崩壊とその後の景気低迷が続くことにより、新自由主義的政策が進められていくことになる。

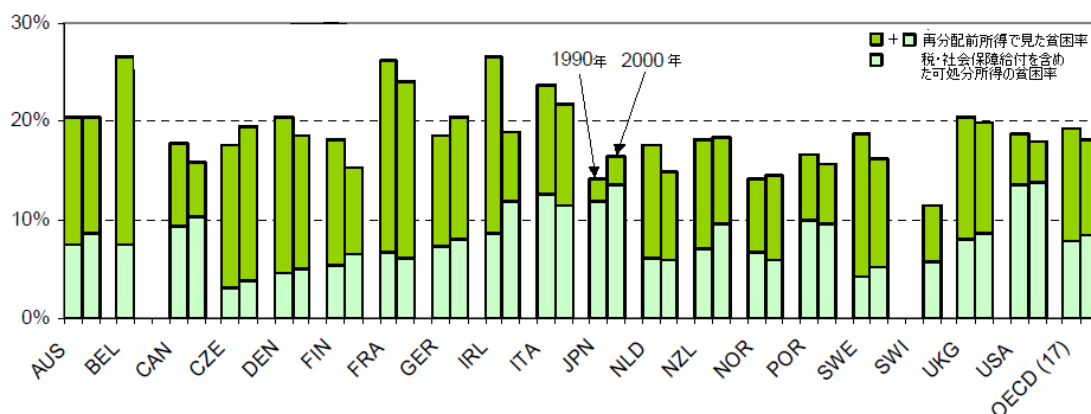
そのような新自由主義の経済政策を実施することによって市場の競争力を高め、経済成長につなげようとしたわけだが、実際に新自由主義的政策が直接、経済成長につながったかどうかは、評価が分かれるところである。

どちらにせよ、新自由主義の経済政策は「格差」の拡大という弊害を生むことにつながった。規制緩和による競争の激化で「勝ち組」「負け組」の格差を生むことになり、こうしたなか、日本もアメリカのような弱肉強食の世界になり、貧富の差が拡大する、といった主張や階級社会の到来などと結びつける論調も目立っている。

さらに、日本の格差拡大の背景として二つの要因が考えられる。ひとつは、政府の児童手当・失業給付・生活保護などの社会保障給付および税による所得格差の縮小策が、極めて貧弱であることである。

「年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない国民の割合」で表す貧困率を見てみると、図1-1の棒グラフ全体で示される税・社会保障給付を含めない再分配前所得で見た日本の貧困率は17%程度で主要な欧米諸国より低い³。（ドイツ、イタリア、フランスなどは20%を超えている。）にもかかわらず、図1-1の薄い色の方のグラフで示される税・社会保障給付を含めた可処分所得の貧困率⁴では日本は15.3%（人口比率）であり、アメリカ（17.1%）を除いた他の先進諸国の貧困率を大きく上回る結果となる。

図1-1 OECD諸国の貧困率（単位%）



（出所）Michael Förster and Marco Mira d'Ercole（2005）

³ Michael Förster and Marco Mira d'Ercole（2005）p.29.

⁴ 橋本（2006）pp.23,24.

表 1-1 OECD 諸国の貧困率（単位％）

メキシコ	20.3
アメリカ	17.1
トルコ	15.9
アイルランド	15.4
日本	15.3
ポルトガル	13.7
ギリシャ	13.5
イタリア	12.0
オーストラリア	11.9
スペイン	11.5
イギリス	11.4
ニュージーランド	10.4
カナダ	10.3
ドイツ	10.0
オーストリア	9.3
ポーランド	8.2
ハンガリー	8.1
ベルギー	7.8
フランス	7.0
スイス	6.7
フィンランド	6.4
ノルウェー	6.3
オランダ	6.0
スウェーデン	5.3
チェコ	4.4
デンマーク	4.3
OECD 全体	10.7

（原資料） “Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s”

（出所） 橘木（2006）

税・社会保障給付を含めた可処分所得の貧困率を示している表 1-1 を見ても分かるように、オランダ 6%、スウェーデン 5.3%、スイス 6.7%、ドイツ 10%、フランス 7%、イギリス 11.4% とその差は明らかである。

表 1-2 では貧困ラインを可処分所得の中央値の 50%に定義し、社会保障給付によって貧困ラインを上回ることができた貧困世帯の割合を示しているわけだが、カナダ 45.6%、ドイツ 60.1%、スウェーデン 88.4%、イギリス 43.0%、アメリカ 18.7%、日本 24.8%となっており、ここでもアメリカを除くほかの先進諸国より低いという結果が出ている⁵。

表 1-2 社会保障給付によって貧困ラインを上回ることができた貧困世帯の割合

カナダ (1994)	45.6%
ドイツ (1994)	60.1%
スウェーデン (1995)	88.4%
イギリス (1995)	43.0%
アメリカ (1994)	18.7%
日本 (1995)	24.8%

(原資料) Nelson (2004)

(出所) 橋木・浦川 (2006)

つまり、ヨーロッパ諸国は、税および社会保障給付によって低所得者の可処分所得を引き上げ、貧困率を引き下げているということになる。一方、日本はその再分配機能が極めて弱く、その結果として可処分所得が少なくなり、貧困率は高くなっているのである。他方、所得格差を示す指標であるジニ係数を再分配前と再分配後で比べてみると、この変化率は非常に小さく、アメリカよりも小さい⁶。このことから日本の再分配機能の弱さは明らかであるといえる。

二つ目の要因は、日本における広汎な低賃金、すなわちパート賃金の存在である。OECDのワーキングペーパーの“Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s”によると、子供がいる片親世帯での貧困率の調査で、日本はトルコ、ギリシャとともに注目すべき例外と述べられている。この三国に共通しているのは、働いていない片親世帯の貧困率よりも働いている片親世帯の貧困率が高いということである⁷。図 1-2 ではそれぞれの国の右側の棒グラフが働いている片親世帯の貧困率を示しているが、この三国以外の国は真ん中の棒グラフの働いていない貧困世帯の貧困率が圧倒的に高い。働いていても貧困、つまり、低賃金の労働が多く存在しているのである。生産年齢人口の中で家庭を持っている人々の貧困率の内訳も日本は二人働き世帯の者がその 4 割弱、一人働き世帯の者が 3 割強を占め、無業者は 1 割強である。ほかの先進諸国では、無業層が中心となっている⁸ことから日本における広汎な低賃金労働の存在が見て取れる。このような勤労層が低所得層を形成し貧困率の高さを生み出

⁵ 橋木・浦川 (2006) pp.143-145.

⁶ 橋木 (2006) pp.192,193.

⁷ Michael Förster and Marco Mira d'Ercole (2005) p.34.

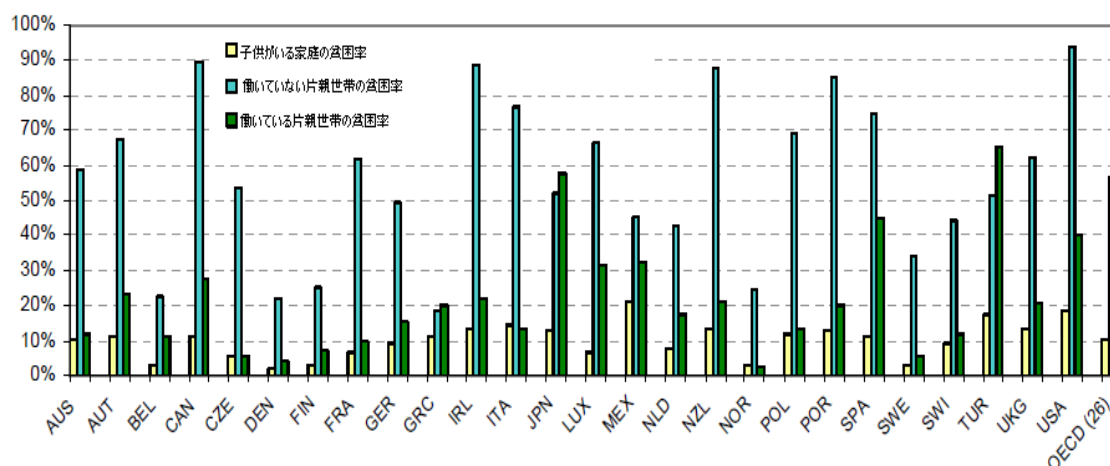
⁸ Michael Förster and Marco Mira d'Ercole (2005) p.28.

している。先の調査の結果でも国民の多くが非正規職と正規職との賃金格差を感じていると示されたように、日本で非正規職と正規職との賃金格差が拡大し続けているのは事実である。

国全体としてのマクロレベルでの経済成長の底上げがない状態、そして適切なマクロ経済政策が不在といった状況のもとで規制緩和などの構造改革により、産業の効率化が推し進められたことも格差の広がりを助長させる結果になったといえる。産業の効率化の具体例としては、タクシー規制緩和が挙げられる。政府や運輸省は、規制を緩和すれば、サービスが多様になり、タクシーの利用が促進されると期待したわけだが、小泉政権（2001年4月～2006年9月）・安倍政権（2006年9月～2007年9月）下で実施された段階的な規制緩和のもとでも、タクシーの供給過剰は深刻で運転手のくらしが破壊されているというのが実際のところである。このうえさらに規制緩和されれば、タクシー台数はさらに増え、1台当たりの売り上げは激減、歩合給で働くタクシー運転手の賃金がいつそう低下することになる。ハイヤー・タクシー、自動車教習所、観光バス労働者の労働組合である自交総連は、ただでさえ平均年収327万円というひどい実態であるのに、これ以上労働条件が下がれば、低賃金を補うための長時間・過労運転からタクシーの安全が破壊され、運転者の質が低下から利用者が安心してタクシーに乗れなくなるという悪循環をも生み出してしまふ、と指摘する⁹。このようにマクロレベルでの経済成長の底上げがない状態での産業の効率化は格差の拡大を促すことにつながる。

格差を縮小させるという観点からは、一国全体で得た利益をいかに再分配するかという視点の検討も必要だろう。

図 1-2 OECD 諸国の子供がいる家庭の貧困率



(出所) “Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s”

1.3 格差と経済成長

格差の固定化を解消する方策として、政府は実質GDP成長率3%を目標とした経済成長戦略を推し進めている。格差を解消する方策としての経済成長の必要性を述べているのである。た

⁹ 自交総連「タクシーの規制緩和って何？」

しかに、経済発展が所得分配の不平等性を低下させるという仮説（クズネッツ逆U字仮説）は多くの研究で支持されている¹⁰。しかし、政府の経済成長戦略は経済の潜在成長率、つまり供給力を高める施策のみがクローズアップされている。投資を基点にした需要増加をいかに実のある経済成長に結びつけていくかが問題である。供給力を高めても需要が伸びなくては物価は下がり、経済成長は達成されない。デフレの進行と階層の固定化を促すことになるだけである。少子高齢化により人口が減少しつつある社会の中では、生産性を高めること、一人当たりGDPが重要だとの議論があるが、生産性を高めたとしても需要がついてこなくては、対価は生産性の向上ほど得られないという事実を直視すべきである。でなければ、格差を解消する方策としての経済成長の必要性の是非は別としても格差の解消にはつながらないだろう。

2. 格差拡大の3つの論点

格差拡大をめぐる論点は、大きく分けて3つある。第1の論点は事実関係をめぐる論点であり、経済格差を示す各種の指標をみると、確かに格差拡大の方向を示しているが、はたしてそれは人口構成の変化による「見せ掛けの格差拡大」なのか、それとも「真の格差拡大」なのかといった点にある。第2の論点は、原因に関するものであり、客観的な格差拡大や主観的な不平等感の高まりは、長期にわたる景気低迷やグローバル化といった環境的な問題が要因となったのか、政府の規制改革による悪影響なのかという点である。そして第3の論点は政策に関するものであり、政府が経済の効率性と公平性にどう対応していったらよいかという点にある¹¹。

2.1 事実関係をめぐる論点

まず第1の事実関係をめぐる論点については、ある程度、決着がついたといわれている。2006年1月に内閣府は、格差の拡大は統計上の「見かけ」にすぎないとする見解を公表した。日本では80年代以降、ジニ係数は、格差拡大傾向を示しているが、最近の研究によると、その主たる要因は世帯主の高齢化や単身世帯など少人数世帯の増加にあることが示されている、ということである。実際、1999年から2002年にかけてのジニ係数上昇のうち、64%は世帯主年齢構成比の変化（高齢化）により、25%は世帯員構成比の変化（単身世帯等少人数世帯の増加）により説明され、それ以外の雇用形態の違いなどによる所得格差拡大は1割程度に過ぎない¹²。

しかし、先の格差に関する調査においてもわかるとおり、国民の多くは格差を実際に感じている。さらに、高齢化が格差拡大の要因であるという見解は、高齢世帯の貧困化の問題を無視している点に注意しなければならない。もともと所得格差が大きい高齢者であるが、その中でさらに格差が広がっているとしたら、それは見せ掛けの格差ではない。ただ、2007年現在の段階では高齢者のジニ係数は低下傾向にある。

他方、フリーターやニートの増加によって若年層の賃金格差が拡大しており、これまでの見せ掛けの格差が拡大しているに過ぎないという見方の根拠となっていた「同一世代内ではジニ

¹⁰ 橋本（1998）pp.68,69., 勇上（2003）p.3.

¹¹ 樋口（2006）「経済格差をめぐる三つの論点」

¹² 厚生労働省『所得再分配調査報告』

係数が安定している」という状況が変わってきた。2006年8月に発表された労働経済白書では、20歳代の若者の収入にみられる傾向として、年収150万円未満の層が増加するとともに、500万円以上の層も増えていると指摘している¹³。所得の低い若年層は親と同居するケースが多く、世帯間の所得格差はそれほど顕在化していないようだが、彼らが独立したとき、格差が一気に拡大することも考えられる。これは確かに「見せ掛けの格差拡大」に過ぎないといえるかもしれないが、その結論にこだわらず、政策的対応が必要となる将来の格差拡大に注意を払うことが必要である。

2.2 原因に関する論点

第2の原因をめぐっては、日本における戦後の所得格差の推移を見ると、景気変動や労働需給の変化に大きく左右されており¹⁴、90年代に入ってから長期景気低迷が格差拡大に強く影響していることは間違いない。ただ、諸外国同様、海外直接投資をはじめとする経済のグローバル化やIT技術の急激な進歩は高学歴労働者の需要を拡大し、低学歴労働者の仕事を減らしたため、失業や賃金に格差が生じた可能性がある¹⁵。規制改革による影響も考えられるが、日本ではこれに着手する以前からジニ係数は拡大をはじめており、規制改革のみによっては格差拡大を説明することはできない。だからといって、規制緩和による競争の激化で「勝ち組」「負け組」の格差が生まれていること、つまり、「格差が拡大していることを容認し、規制緩和や競争促進などの政策によって、それを助長している¹⁶」ことは否定できない。これらの要因のそれぞれが格差拡大につながっていることは間違いない。

2.3 政策に関する論点

第3の政策をめぐるとの論議では、弱者保護の視点から社会保障の拡充によるセーフティネットの強化を求める声が強い。しかし、事後的に所得平等が保障された場合、モラルハザードを引き起こす危険性があることには注意しなければならない。セーフティネットの強化という視点では、能力開発や社会的職業能力評価基準の確立、資金助成や助言機能の強化といった個人の挑戦支援策を拡充させること、すなわち、努力した者が報われ、誰もが挑戦できるような社会を目指す政策が重要になってくるだろう。

再チャレンジ支援策

政策に関する論点に関連して、安倍政権（2006年9月～2007年9月）は、「再チャレンジ支援策」として、フリーターの正社員化などを掲げた。政府が打ち立てた「再チャレンジ支援策」の内容をいくつか挙げる。就職支援施設（ジョブカフェ）による仕事の紹介やセミナー、雇用の年齢制限を努力義務から禁止事項に変更、職業能力の開発に主眼を置いた就業支援、原則無償で就職を支援する日本版デュアルシステム、3か月の試用期間を経験し、その後、双方の合

¹³ 厚生労働省「労働経済白書」2006. 第3章, 第1節.

¹⁴ 大竹（2005）pp.3-5.

¹⁵ 大竹（2005）pp.177-182.

¹⁶ 橘木（2006）p.59.

意により正社員に採用される制度であるトライアル雇用などがある。しかし、職業能力の開発に主眼を置いた就業支援は時間や経済的な問題があり、日本版デュアルシステムは分野が限定的であるという問題があるといったようにうまく機能しているとは言い難い。唯一、トライアル雇用は成果をあげており、2004年にはこの制度を利用した人の8割（約3万人）が正社員になったという実績がある¹⁷。このような政策でフリーター数を2010年までに2006年の数の8割にする方針を打ち出したわけだが、フリーターの受け入れには、企業サイドに難色を示す声もあり、日本経団連の調査によると、35歳以下の正社員の数が必要とされている企業は78.7%であるにもかかわらず、フリーターを「積極的に採用する」と答えた企業は、わずか1.6%に過ぎなかった¹⁸。「採用には消極的だが、経験・能力次第では採用したい」という回答が64.0%ある¹⁹ものの、企業はフリーターの採用に否定的であるといわざるを得ない。

企業がフリーターを嫌う理由としては次のような理由が考えられる。企業が新卒者採用の選考にあたって重視するのは、コミュニケーション能力や協調性、チャレンジ精神、主体性、責任感といったものである²⁰。これらの選考基準は新卒者に限らず、企業が求めている人材に必要な能力であるといっても相違ないだろう。短時間労働中心のフリーターやスキルアップと無関係な転職履歴の多い人は、仕事が長続きしないとか、トラブルを起こしやすいなどの偏見から上記の能力が欠けていると思われる可能性がある。さらに、採用にあたっては、事前に持っている技能や潜在能力を評価するのが難しいため、フリーターまで手が回らないということも考えられるだろう。

フリーターの再教育も必要だが、再教育を受けたフリーターや能力のあるフリーターに対する企業の信頼を得ることも重要である。イメージ的な問題を解決して、企業の協力を得ることができなければ、再チャレンジ支援策の成功は難しい。

ニートの増加

フリーターの増加も問題だが、もっと深刻なのがニートの増加である。1990年以降、ニートは急増している。2002年の段階でその数は84万7千人に達している。その多くは中学および高校卒の者で、ニートと学歴は深い関係があることがわかる。高等教育を受けた経験のある者は、仕事がなければ職を得ようと必死になり、「失業者」になれるが、進学を断念した人々は、就職自体もあきらめてしまい、失業者にもなれない状況が広がっている。

さらに、ニートを抱えた世帯の経済状況は厳しいという実態が明らかになっている。ニートの中でも就職を希望していない者を抱える世帯で年収300万円未満の割合は4割にものぼる²¹。4節で述べる教育格差の問題とも絡んでくるが、今の状態では所得が低いから教育が受けられない、そしてニートが増えて格差が拡大するという悪循環に陥ってしまう恐れがある。早急な対策が必要である。

¹⁷ 厚生労働省「実績評価書」2005

¹⁸ 「就職クラブで目指せ正社員 厚労省、年長フリーター対策で再チャレンジ案」、『朝日新聞』2006年8月24日

¹⁹ 「就職クラブで目指せ正社員 厚労省、年長フリーター対策で再チャレンジ案」、『朝日新聞』2006年8月24日

²⁰ 日本経済団体連合会「2006年度・新卒者採用に関するアンケート調査結果」2007

²¹ 玄田（2005）「ニート、学歴・収入と関連」『日本経済新聞』、2005年4月13日

フリーター・ニートの教育

フリーター・ニートの発生自体を防ぐ観点で、文部科学省はフリーター・ニートの増加は教育の問題とし、小中高の総合授業の時間に「フリーター・ニートになる前にうけたい授業」と題するワークショップを実施している。「フリーターと正社員の生涯賃金の差は?」「健康保険のないフリーターが風邪をひいたら診療代は?」など、映像やクイズを交えて解説したり、コミュニケーション能力を高めるための授業を展開している。確かに、働く前の小中高校生の段階でこのような教育を受けさせることは、重要だし大切であるのは間違いないが、当事者に責任のすべてを帰結させるというようなことにならないよう注意しなければならない。

セーフティネット

政策に関する論点でセーフティネットの強化を求める声が強いと述べた。確かに、格差社会を改善するにあたって、セーフティネットが果たす役割は大きい。前述した再チャレンジ制度にしてもセーフティネットが充実していないと1回目のチャレンジすらままならないという状態になってしまう。それにもかかわらず、新自由主義的な政策を推し進め、格差社会論を表面化させたといえる小泉政権・安倍政権では、具体的なセーフティネット構築案はでてこなかった。

規制緩和に関してもセーフティネットは重要である。規制緩和論者は日本のセーフティネットが十分であるとの認識を示している場合が多い。しかし、「過去10数年の日本のセーフティネットは削減の方向にあると理解する。もともとヨーロッパよりも水準が低いにもかかわらず、年金、医療、介護、失業といった社会保障では、給付削減と負担増加の策がとられており、セーフティネットの主張と逆の道である。さらに、非正規労働者の社会保障制度への加入を制限したままである²²。」このように、日本のセーフティネットが決して十分とはいえない状態で、規制緩和などの新自由主義的な政策を進めることは望ましくないであろう。

3. 賃金格差の現状とその対策

3.1 賃金格差の現状

ここからはそれぞれの格差について論じていく。冒頭の調査によると人々が一番格差を感じているのは賃金格差である。

グループ間賃金格差の現状

まずは、性別、人種、学歴、経験といった個人の属性でグループ分けした時のグループ間格差についてみていく。

学歴間賃金格差は全労働者でみるとまだそれほど拡大傾向にあるとはいえない。中高年労働者においては学歴間格差は1980年代に比べて90年以降は低下している²³。生涯所得でみた学

²² 橋本（2006）「格差拡大の真実と是非論」

²³ 大竹（2005）p.145.

歴間賃金格差は、おおむね1975年の高度経済成長期までは縮小し、その後、横ばいを続け、1980年代後半～1990年代初頭のバブル景気により再び縮小している²⁴。しかし、2000年代に入ってから全年齢における賃金格差は上昇してきた。これは、若年労働者において、大卒と高卒の平均賃金の格差が拡大していることが原因になっている²⁵。まだ全体に及ぼしている影響はそれほどものではないが、将来的には無視できる問題ではない。若年層で観察される賃金格差の拡大傾向は、引き続き生涯所得に持ち込まれる可能性がある²⁶のである。

年齢（勤続年数）間賃金格差、男女間賃金格差は縮小傾向にある²⁷。勤続年数間賃金格差が低下した理由としては、人口構成の高齢化、製造業からサービス業への産業構造の変化といった長期的な要因に加えて、景気変動の影響という短期的な要因も重なったことが挙げられている²⁸。

男女間賃金格差も1990年を境に縮小傾向にある。これは、男女雇用機会均等法が1986年に施行され、97年に禁止規定の強化などの改正が行われ、99年4月に施行された。その結果、男女雇用機会均等法によって、募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、解雇などにおける女性差別を禁止することになった。特に、結婚、妊娠、出産などを理由にした解雇の禁止は明文化されている。91年には育児休業法が施行され、99年には介護休業が加わり、育児介護休業法となった。さらにこの間、雇用保険法が改正され、休業中の所得保障が充実した²⁹。大竹（2005）は、川口（2004）を参照して、「男女間格差縮小に貢献した主要な原因は、女性の勤続年数の延長、年功賃金制度の変容、女性の学歴向上、製造業からサービス業への労働力のシフトであり、男女雇用機会の均等化が進むことによって改善が予測されていた大企業における女性比率の上昇、女性管理職比率の上昇、勤続に伴う賃金上昇率の男女間格差の縮小といった効果は、観測されないか、観測されても非常に小さな値にすぎなかったことが示されている³⁰。」と述べている。

以上、述べてきたように、グループ間格差については、縮小傾向か、まだ顕在化はしていないといった状況である。しかし、特に学歴間賃金格差はこれから先、格差の広がりが表面化することが考えられるので注意しておく必要がある。

グループ内賃金格差の現状

次は、同一学歴、同一年齢といった、グループ内での賃金格差についてみていく。

産業間賃金格差は70年半ば以降、拡大傾向にある。各産業の平均賃金を見ると、一貫して、金融業、電力・ガス・水道といった規制産業の賃金が高くなっている³¹。表3-1によって、産

²⁴ 樋口（1994）p.260.

²⁵ 大竹（2005）p.145.

²⁶ 樋口（1994）p.262.

²⁷ 大竹（2005）pp.146,147.

²⁸ 大竹（2005）p.146.

²⁹ 大竹（2005）p.147.

³⁰ 大竹（2005）p.148.

³¹ 大竹（2005）p.151.

業別のラスパイレス賃金指数³²をみると（産業計＝100とした場合）、2003年で、製造業 95.2、サービス業 104.1、運輸・通信業 94.9、卸売・小売業、飲食店 100.2、金融・保険業 112.0、建設業 99.6 となっている³³。一番指数が高い金融・保険業と一番指数が低い運輸・通信業の差は 17.1 ポイントとその差は顕著である。

表 3-1 産業別ラスパイレール指数

産業計	建設業	製造業	運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	サービス業
100.0	99.6	95.2	94.9	100.2	112	104.1

（出所）独立行政法人 労働政策研究・研修機構「2003 年賃金データ」

産業間賃金格差をもたらしている要因として、市場収益力の格差が挙げられる。その市場収益力に大きな影響を与えているものの一つが、規制の強さである。国際競争にさらされている産業では、特に中高年層の賃金が抑制されている³⁴。

グループ内賃金格差のうち、日本で古くから注目されてきたものは、企業規模間格差である。40 歳代後半層における企業間賃金格差は、ほぼ一定で推移してきているが、20 歳代後半層においては、1980 年代に格差が拡大し、バブル期に縮小、その後の平成不況期に拡大した。規模間格差は、好況期に縮小、不況期に拡大してきたといえる。労働市場は、大企業と中小企業で分断されており、中小企業では地域的な労働市場の影響を受けるのに対し、大企業はその影響を受けない。この期間において、未熟練労働者に対する需要が低下したことが、70 年代半ば以降の企業間賃金格差の拡大と失業率の上昇をもたらしたのである³⁵。しかし、規模間格差の拡大は、労働者の属性をコントロールすれば生じていない³⁶という意見もあり、規模間賃金格差が拡大したかどうかについては、まだ、確定的なことはいえない。これは、企業規模によって勤続年数間の賃金格差の動きが全く異なっているためでもある。

産業間・企業規模間格差が発生する理由として、(1) 補償賃金格差、(2) 労働組合組織率の差、(3) モニタリング費用の違いを強調する効率賃金仮説、(4) レントシェアリング、(5) 観察されない能力格差、といった仮説が挙げられている。この中でも、産業間賃金格差・企業規

³² ドイツの経済学者のラスパイレスが年に提案した、加重平均して算出した指数。労働者構成を固定することによって労働者構成の変化に伴う影響を除去する。

$$\text{ラスパイレール指数} : It = \frac{\sum_{i=1}^n E_{it} * W_{0i}}{\sum_{i=1}^n E_{0i} * W_{0i}} * 100$$

E : 賃金 W : 労働者構成のウェイト i : 労働者の属性

O : 基準系列 t : 比較系列

ここでの基準系列、比較系列とは、基準とする産業と比較される産業のことである。（独立行政法人 労働政策研究・研修機構「賃金データ」より引用）

³³ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「2003 年賃金データ」

³⁴ 大竹（2005）p.151.

³⁵ 大竹（2005）p.153.

³⁶ 玄田（1994）pp.141-168.

模間賃金格差のいずれにおいても、企業の収益力格差により賃金格差が発生しているというレントシェアリングを要因として挙げる研究が多い。企業の収益力格差が賃金格差に結びつく理由としては、(1) 労働移動のコストが高いこと、(2) 収益力の大きい企業は、それを修得した企業のみにしか通用せず、その企業の独自の生産技術、インフォーマルに形成されていく熟練である企業特殊人的資本が大きく、その投資と収益を労働者と企業で分配しているため、企業の収益力格差が賃金格差に直結する、(3) 企業の所有者は原資を出している株主だが、企業の操業に直接関わっているのは、従業員であるため、実質的には、従業員によって企業の所有がなされている、つまり、企業の収益力が、実質的な企業の所有者の従業員の賃金に直接作用する、(4) 労働者のインセンティブを高めるために利潤分配型の賃金契約、企業の利潤の上昇がそのまま賃金の上昇につながるような賃金契約が行われている、といった理由が考えられる。

企業規模や産業間で、学歴や勤続年数では説明できない労働者の能力格差があるために、産業間・規模間格差が生じている可能性もある。観察できない能力の影響を除去して賃金格差を計測する試みとして、同一個人の追跡調査を使って個人特有の能力が賃金に与える影響を除去するという手法が取り入れられている³⁷。

3.2 賃金格差の原因と対策

グローバル化の影響

賃金格差が生じた理由として、グローバル化がよくあげられる。経済活動の国際化により、未熟練労働集約的な貿易財を、外国からの輸入によって賄うようになれば、国内における未熟練労働者に対する需要が低下する。このことが、アメリカにおける学歴間賃金格差拡大の一因とされている。しかし、グローバル化の影響として我が国の所得格差が拡大しているという実証的な証拠はない。大竹（2005）が述べているように、「少なくとも80年代においては、グローバル化が賃金格差に与えた影響は小さいといえ」、「90年以降のグローバル化やアウトソーシングが賃金に与える影響については、研究の蓄積がない³⁸」ことからまだ言及できる段階ではないといえる。

雇用形態の影響

別の方向に視点を移してみる。欧米系企業では伝統的に、利益はその成果に応じて個々の従業員に還元するという、個人主義的・成果主義的な給与配分の考え方をすることが多い。日本でも、国内企業でも終身雇用、年功序列の考え方を直視し、成果主義を取り入れる動きが出てきた。そうすると賃金格差の拡大が起こることは否めない。しかし、「フルタイムで働く正規社員に限って言えば、賃金が低くても、食べていけないほどではなく、能力や実績に応じて、賃金格差が生じること自体は、経済的に見て合理性がある³⁹」という橘木の主張は、2節で述べたセーフティネットの強化と公平性の点で問題がないという条件を満たせば大いに賛同できる。どちらにせよ成果主義においては、適切な目標設定と透明性、公平性の確保が重要なことは言うまでもない。

³⁷ 大竹（2005）p.154.

³⁸ 大竹（2005）pp.150,151.

³⁹ 橘木（2006）p.55.

日本の伝統的雇用慣行である年功序列、終身雇用といったものも一見平等であるかのようにあるが、高度経済成長期のような高い経済成長が望めない場合、格差の固定化を招くことになる。高賃金の年長者は配置転換したり賃金を下げたりしにくいいため、切り捨てられやすいとか、年功序列を守るため、新規採用の枠が狭くなり、既卒者の就職が不利になる、すなわち若年層にしわ寄せが来るということがその例である。ルールから脱落した者が這い上がりにくい社会といえるため、こちらもセーフティネットが充実していない限りは格差を広げていくことにつながる。これは、のちに述べる「機会」の平等の点からみると、成果主義における格差より深刻な格差である。端的に言えば、成果主義は、「結果」の格差、年功序列は「機会」の格差を広げることになるといえるだろう。このような点からも、これまでのような年功序列の賃金を続けることは難しいといえる。

現状では、1年単位で年功重視か成果重視を選択できる会社や、それらを併用する会社もあるように、まだ模索中である。

非正規職と正規職の賃金格差

1節でふれたように非正規職と正規職の賃金格差の改善も極めて重要な課題である。総務省が発表した2005年国勢調査の労働力集計によると、1年超の雇用契約を結んでいる正規雇用者は2000年に比べ142万5000人減り、パートやアルバイトなど契約期間が1年以内の非正規雇用者は逆に99万5000人増えた。企業が人件費削減を目的に正規雇用を抑えたためとみられ、賃金が安く格差の要因となっている非正規雇用の拡大を裏付けた形になっている。

現状では15歳から24歳の若年層の非正規雇用者の割合が高く、25歳から34歳の年齢層での水準も急激に上がってきている。若いときに非正規雇用であれば、年齢が上がっても非正規雇用であり続ける可能性があること、若いときに非正規雇用であれば、年齢が上がって正社員になったとしても、当初から正社員だった人の所得に追いつくことが難しいことなどからこの問題は一時的なものでは終わらない。このままでは、安定している30代、40代のジニ係数が上昇してしまうことになるだろう⁴⁰。前述の再チャレンジ支援策やセーフティネットの充実が急務といえる。

女性の結婚・出産問題

正規職と非正規職の賃金格差の問題について述べたが、女性が結婚や出産などのために退職し、数年後にパートなどの非正規職として正規職よりも低賃金で働く場合が多いことも問題である。女性が退職せずにすむ環境整備をして、再び正規職として復帰しやすくなる環境を作ることが必要である。そのためには、地域社会の協力に加えて、さらに職場の協力が必要となってくる。その一つに保育所の増設が挙げられる。例えば、会社の場合、その社内または会社の近くに保育所を設ければ、そうすることで子どもが近くにいるということで安心して働ける。送り迎えの手間が省けるという利点がある。保育所の増設や共働きなどにより昼間親が家にいない家庭の学童を放課後や休暇中に保育する学童保育の充実が求められる。

⁴⁰ 大竹（2005）pp.173,174.

賃金アップに関する論点

2007年11月、最低賃金法改正案が可決された。この最賃法改正案は、最低賃金が生活保護の給付水準を下回る逆転現象の解消を目指し、最低賃金を決める際には生活保護水準との整合性に配慮するよう定めるとともに労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、との考慮事項が加えられている。

これにより、全国平均の最低賃金は14円上昇し687円となり、97年度実績以来10年ぶりの高水準の引き上げとなる。最も高い最低賃金は東京の739円になり、最低額は秋田と沖縄の618円とは、121円の差となる。改正前の最高額と最低額の差は、109円なのでその差は広がることになった。これは、後述する地域間格差の問題とも深くからんでくる。

最低賃金の引き上げについては慎重論も多かった。その慎重論は「不用意に賃金を引き上げることは、その賃金に見合う生産性を発揮できない労働者が出てくる可能性があり、最低賃金制がもうけられることによって、最低賃金以下しか労働の限界生産性がない人は、ほとんど雇われなくなってしまって、所得を稼ぐ機会が奪われてしまい、かえって所得格差拡大を助長する可能性がある。それらの労働者は失業してしまう可能性がある⁴¹。」といったものである。しかし、最低賃金以下しか労働の限界生産性がない人は結局、生活保護の給付水準を下回る賃金で雇用されるということになり、ワーキングプアを生むだけである。

ワーキングプアの問題

働いているのに生活保護水準以下の暮らししかできない人々が存在する。そのような人々は、ワーキングプアと呼ばれる。ワーキングプアは、アルバイト・パートなどの非正規雇用者に多い。つまり、前述のように若者や女性に多いということになる。橘木（2006）は実際、かなりの数の女性や若者が最賃以下の賃金しかうけていないということを実証している。これは、「女性や若者の賃金が低くても、生活できないことはないもので、それほど深刻でない。」という社会的な認識も手伝っていたと思われる。妻は夫の経済支援が期待でき、若者は親の経済支援が期待できるので、生活苦になることはないと思われていたのである。しかし、女性については未婚率、離婚率の上昇という背景からもこの認識は妥当ではない。若者についても、いつまでも親の支援にたよっていては、自立する機会を失う危険性もある。自立して生活できるだけの最低限の賃金は必要なのである⁴²。これらのことから、最低賃金の引き上げは妥当であったといえるだろう。

ワーキングプアの問題は、彼らは、生活保護を受けることができる生活水準であるのにもかかわらず、生活保護を受けていない人が多いという問題もある。そのようなワーキングプアは労働しているにもかかわらず、労働をしていない生活保護を受けている人より生活水準が低い。これは、生活保護制度に不正受給や水際作戦などの問題があることも絡まって非常に複雑な問題になっている。不正受給が存在するために、保護申請の受付窓口である福祉事務所が、保護申請の受け取りを渋り、結果的に生活保護の水準を高くしている。生活保護制度の見直しと賃金格差の改善の両方の視点から改善の糸口を見つけないといけない。

⁴¹ 「最低賃金上げに慎重論「失業招く」と意見書 規制改革会議」『朝日新聞』、2007年5月22日

⁴² 橘木（2006）pp.78-85.

IT 革命の影響

IT革命も賃金格差に影響を及ぼしていると言われている。米国では低賃金労働者の実質賃金は長期間低下し、高賃金労働者の実質賃金が上昇するという賃金格差の拡大が生じた。この格差拡大は 80 年代から 90 年代に顕著に現れたが、中でも、高学歴者と低学歴者⁴³の賃金格差の拡大が発生した。このような格差拡大の原因については、技術革新説、グローバル化説、大学進学率停滞説、組合組織率低下説、実質最低賃金引き下げ説など多くの仮説がある⁴⁴。その中で、もっとも有力な仮説が、「IT化が進んだ企業では高学歴者がより多く需要される⁴⁵」というものである。ITの特徴は、データの蓄積・伝達能力の飛躍的な拡大とそのコストの低下である。そのようなデータの蓄積・伝達能力の拡大に比べて、データの解析能力や判断能力のITによる向上のペースは遅い。つまり、IT革命は判断能力・解析能力のところで妨げを生じさせてしまうために、そのような能力をもった人間に対する需要を増加させるのである。ITの導入により人々の仕事は、判断能力が求められるようになり、判断能力を生かすためには、企業組織の分権化が必要であり、ある程度自律的な働き方が求められ、コンピューターにはできない同僚や顧客との対応能力が求められるようになる。これらの能力は、基本的に高学歴者の能力と重なる部分が多い。IT革命が賃金格差を高めるという論点は、IT革命の負の側面として指摘されることが多い。このようにIT革命が高学歴者に対する需要増加をもたらすことが賃金格差の原因であるならば、若年層を中心とした教育の促進が重要になってくるだろう。

ITは、職業紹介にも影響を与えている。ITは情報費用を大幅に低下させることから、職業紹介の効率性を大幅に上昇させる。職業紹介に関して規制が厳しかった日本でも、すでに公共職業紹介所の求人情報はインターネットで公開されている。2001年4月からはインターネットを通じた職業紹介についてより多くの規制緩和が行われた。職業紹介のインターネットでの規制緩和が行われる以前から、大卒の新規採用については、インターネットの使用を前提とした求人活動が行われてきた。インターネットを通じた職業紹介が進展することは、労働市場において様々な影響を与える。第一に、求人・求職のコストがより低くなると、多くの求人・求職情報からより適切な仕事と労働者のマッチングが行われる可能性がある。よりよいマッチングが早く行われるようになると、失業期間が短くなると予想される。よりよいマッチングが可能になれば、離職率は低下するかもしれないが、逆に求職情報が容易に得られるようになることで、仕事に就きながら求職活動する人が増えて、離職率が上昇する可能性がある。

第二に、ITによって、外注化の進展や、SOHOのように遠隔地での仕事が可能になると、企業も労働者も地域の労働市場の制約を受けなくなり、地域間の賃金格差が縮小する可能性がある。ITがなければ企業は地域的な労働市場に直面するために、地域的に人手不足となると賃金引上げ圧力がかかりやすい。逆に地域的な失業率の上昇は、賃金の下落を導きやすい。しかし、ITによって職住近接の必要性が低下すれば、そのような賃金変動要因は低下することになる。

職業紹介がIT化されることで、本当に効率的なマッチングが行われるようになるか否かについては二つの問題点がある。一つはITによる求人・求職費用の低下による応募者の増加である。二つ目の問題は、ITによって伝わる情報は、文字情報や画像情報に限られていることである。実際は会ってみて初めて得られるような情報のほうが非常に多い。これらの問題に対しては、

⁴³ ここでの高学歴者は高専卒以上、低学歴者は高卒以下を示す。

⁴⁴ 大竹（2001）「格差拡大論をめぐって」

⁴⁵ 大竹（2005）p.180.

ネット上では伝わらない情報について、それを仲介する機関の発達と求人・求職コストの低下から発生する過剰な情報の選別のための新たなハードルを設けることが必要になる⁴⁶。

いくつかの賃金格差の要因を述べてきたわけだが、前述してきたような賃金格差の拡大の動きは、意外なことに非常にゆっくりとしたものである⁴⁷。しかし、グローバル化やIT革命のスピードを考えると賃金格差が急激に拡大する可能性は十分にあることに留意する必要がある。

4. 教育格差と「機会」の平等

4.1 教育格差の現状

自分が望む教育を受けるためには様々な条件が必要になってくる。たとえば、本人の能力は勿論、親の所得、親の教育水準などに影響を受ける。ここで重要になってくるのが、親の所得によって、本人が望む教育を受けることができるか、できないかが決定されてしまう場合がある、という点である。義務教育を終え、高校に進学し、あるいは大学に進学する際に、親の所得という要素がかなりの影響力を持つことが、さまざまな統計で確認されている⁴⁸。東京大学の入学者の多くが私立の進学校出身者であることも所得が進学に影響を及ぼしていることが示されているといえるだろう。このような私立高校は基本的に授業料が高い。さらに、受験にパスして入学するのも容易ではないため、入学させるために、子供を塾に通わせたり、家庭教師をつける。こうして、教育費が高騰していくため、親の所得が高くなければ、東大のような難関大学に代表される高いレベルの教育を受けるのが困難なのである。実際、東大生の子供を持つ親の所得は、日本の大学では一番高い水準にある⁴⁹。このような状況のなか、学力の二極化が進んでおり、その原因は所得格差であるという意見も多い。ゆとり教育の見直しで状況は変わってくるかもしれないが、現状ではこのような見方は間違いではないだろう。

4.2 「機会」の平等と「結果」の平等

格差の拡大の議論で混同してはいけないのは、「機会」の格差と「結果」の格差である。どちらも議論すべき問題であることは間違いないのだが、格差問題として我々がより関心を持つべきは「機会」の格差だろう。結果の格差は多面的であり、評価も難しい。大きな格差も社会の連帯感の上で問題だが、努力による結果の差を否定するほど格差を縮小してしまうことは人々のやる気をそいでしまう。

もともと、何をもって平等な機会と定義するかは簡単ではない。人と人との間にはそれぞれ、どうすることもできない差があるため、何をもって公平な線引きとしたらよいか自明ではないのである⁵⁰。リベラリズムの基礎にある観念の線引きにあたって個人個人にハンディをつける

⁴⁶ 大竹（2005）pp.182,183.

⁴⁷ 勇上（2003）pp.18-21.

⁴⁸ 橋本（2006）pp.113,114.

⁴⁹ 橋本（2006）p.115.

⁵⁰ 石川（1991）p.28.

ために政府が調整するというもの⁵¹もあるようだが、これではハンディを付けられる側は納得しないだろう。弱者を保護する視点からの政府の介入が必要である。

機会の平等なき結果の平等では意味がない。機会の平等がない競争社会はただの不平等社会である。新自由主義の路線を貫くのであれば、機会の平等なくして格差問題の解決はあり得ない。

「結果」の平等の位置づけ

新自由主義の社会においては、「機会」の平等が守られたうえでも「結果」に大きな格差が生じることが多々あるだろう。そのような「結果」の格差については前述のセーフティネットや再チャレンジ支援策で対応する必要がある。「機会」の平等を優先させなければならないのは間違いだが、「機会」の平等だけでは、場合によっては格差容認の社会になる可能性もあるため「結果」の平等を完全に無視するのは危険である。

職業における「機会」の平等

「機会」の平等・不平等を論じる際に、親の職業と子供の職業との関係も重要な要素である。子供が、親の階層より上の階層に行ったのか、あるいは下の階層に行ったのか、そうした親子間の階層の移動を「社会移動」という言葉で表す。90年代前半までは、親の職業とは無関係に、子供は自分の望む職業に就くことができる可能性が高かった、すなわち、社会移動が高かったのだが、90年代後半からは、社会移動の程度が低くなっている。父親と子供が同じ階層の職業に就く確率が高くなったのである。これは、親の職業が子供の職業水準を決定する割合が高くなっていることを意味しており、階層の固定化につながりかねない⁵²。

この問題において、象徴的な職業として医者があげられる。医者になるためには高い学力が必要で、受験競争も激しいため、親は子供の教育費に相当の出費をしなければならない。さらに、医学部の授業料は高いため、所得が高い親でなければ、子供を医者にすることは難しいということになる。医者の所得は高いので、親が医者であれば子供にそのようなコースを歩ませることは、十分可能だといえる⁵³。「機会」の格差と階層の固定化の悪循環が起こっているといえる。

4.3 教育格差と「機会」の平等

教育格差の現状で述べたように教育格差は、親の所得格差、つまり、「機会」の不平等から来ているところが多い。教育格差は「機会」の格差である。良い教育を受けられるか、受けられないかは、大部分が、親の階層、職業、所得によって影響されているのである。親の階層が高ければ、教育にお金をかけ、そうでなければ貧しい教育で我慢するしかない。低い階層の親の子供が、貧しい教育を受けて、低所得労働者になる。こうした悪循環を是正するためにも、教育の問題は重要である。

⁵¹ 石川（1991）p.29.

⁵² 橘木（2006）pp.118,119.

⁵³ 橘木（2006）pp.120,121.

制度・財政面での対策

教育の問題に対する政策としては、まず、奨学金制度の充実があげられる。「機会」の平等を守る観点からも、教育を受けたいという人がいれば、家計の状況に作用されずに、教育を受ける権利がある。教育費の負担を軽くするために奨学金制度の充実が求められる。

公立学校を充実させる政策も必要になってくるだろう。難関大学に入学させるために、独自のカリキュラムをつくり、合理的な学習を行わせている私立学校は、人気が高まっている。しかし、前述したように、私立学校は公立学校に比べ学費が高く、その他にも教育費が多くかかる場合が多い。そこで、公立学校をもっと充実させる必要がある。たとえば、少人数学級の実現、教員の増加、あるいは優秀な教員が集まってくるためのシステムづくりなどが考えられる。しかし現実には、小泉政権では、教育費の大幅カット、公立の教員の給料を減らす政策といった公教育の充実とは反対の政策が行われた。国立大学の授業料は40年前から50倍近く跳ね上がっており、これは物価上昇率から考えても、非常に高い上昇率である。教員の給料削減策については、教師の質の低下につながりかねず、その教師から教わる生徒の「機会」の平等を失わせることになる可能性もある⁵⁴。

教育制度の改善を実現するために、政府は教育支出をもっと増額する必要がある。日本の対GDPで比較した公教育の支出額は、先進諸国の中で最低レベルである⁵⁵。にもかかわらず、小泉政権は支出削減策を行った。教育格差の改善を目指すのならば、財政難とはいえ、教育における公的支出を減らすべきではない。「自由な競争ができる社会」の前提である「機会」の平等を確保するという観点から、奨学金制度や公立学校の充実といったこと、そして、少子化対策の観点も加えた公教育システムの早急な改革を行うことも必要ではないのだろうか。

フリーター・ニートに対する対策

制度の改善と支出の増加と同時に、内容を充実させる政策も必要である。フリーター・ニートが増加している状況を考えると、学校における職業教育をもっと充実させる必要がある。社会での仕事に結びつくような技能を身につけておく教育体制を整えなければならない。フリーター・ニートは普通科の中でも進学校でないような学校の出身者に多い。このような事態が起きている原因の一つには、普通科が大学進学を目的とした教育になっている場合が少なくないことがあげられる。そこから落ちこぼれてしまった生徒には、何もケアがなされない場合が多いのである。それと同時に、普通科における職業教育の不在も指摘できる。大学に進学するわけではない、かといって、社会ですぐに役立てる技能もない、そういった若者が、フリーター・ニートになる可能性は否めないのではないだろうか⁵⁶。

「機会」の平等を目指す上で、フリーター・ニートの問題は無視できない。同じスタートラインに立ちたがらないフリーター・ニートの問題を解決しなければ、機会の平等もあまり意味のないものになってしまう。やはり、前述したような、再チャレンジ支援策やセーフティネットの充実も重要になってくるだろう。

⁵⁴ 橋本（2006）pp.178,179.

⁵⁵ 橋本（2006）pp.180,181.

⁵⁶ 橋本（2006）pp.182,183.

5. 地域間格差とそれに対する政策

5.1 地域間格差の要因

地域間格差が生じるそもそもの理由は第一に、技術進歩が全地域に均等に行き渡らないことが挙げられる。地域間格差の問題は新技術が登場するたびに大都市圏から整備が進み、地方が後回しにされることが問題となってきた。都市圏は新しい技術を使いこなせる人材を多く抱えるのに対して、地方において、工場誘致によって技術が導入されても、それを使いこなせる人材の蓄積が十分ではなく、必ずしもそれが地域経済の自立的発展を高めることにはつながらない。第二に、大都市圏への集中がさらなる集積のメリットを生み、都市圏の優位性がますます高まることが挙げられる。大都市圏では、多種多様な技能を必要とする多種多様な企業が進出したために、そこで雇用を求める労働者の市場が形成され、そして彼らが持つ多様なニーズに応えるために消費財市場がさらに発展する⁵⁷。

さらに、地域間の経済格差がどのような要因によって生じているかという点については、一人当たり所得の地域間格差を幾つかの要素に分解して分析する手法がOECDから提案されている。分析の枠組みとしては、まず、各地域ブロックの一人当たり域内総生産を、労働生産性⁵⁸、修正就業率⁵⁹、修正労働力率⁶⁰の3つの構成要素に分解する。これらの構成要素について、(1) 労働生産性は地域の生産システムがいかにか効率的であるか、(2) 修正就業率は地域の労働需給がどのような状況にあるか、(3) 修正労働力率は地域の労働力⁶¹がどのような特徴を持っているか、を表している。これらの構成要素は、その地域に与えられている資源・要素賦存の状況、及び政策的な要因等により影響を受ける。例えば、労働生産性は、その地域がどのような産業に特化しているかに大きく影響を受けるが、そうした産業特化の状況は、その地域の資源・要素賦存状況や自然発生的な企業集積等に依存するとともに、技術革新活動を促進する政策や教育政策などにも影響を受ける。修正就業率や修正労働力率は、地域の年齢・性別による人口構成など要素賦存の状況に影響を受けるほか、前者は雇用政策などの影響を受けるとともに、後者についても女性の労働力率の違いなどは政策的な影響を受けると考えられる。

以上のような枠組みに基づいて、2001年の地域ブロック別一人当たり域内総生産の全国平均からのかい離を、労働生産性、修正就業率、修正労働力率に分解すると、(1) 労働生産性は、北陸と近畿以外の地域で全国平均からのかい離のかなりの部分を説明している、(2) 修正労働力率については、九州、四国、北海道で一人当たり域内総生産の低さを説明する比較的大きな要因となっている、(3) 修正就業率の要因による地域格差への寄与はそれほど大きくないが、北陸で修正就業率の高さが所得押し上げに寄与している一方、近畿では修正就業率の低さが所得押し下げに寄与している⁶²。

⁵⁷ 高林（2005）pp.3,4.

⁵⁸ 域内総生産を有業者数で割ったもの

⁵⁹ 有業者数を有業者と求職中の無業者との合計で割ったもの

⁶⁰ 有業者と求職中の無業者との合計を地域人口で割ったもの

⁶¹ ここでは、有業者と求職中の無業者との合計

⁶² 内閣府「年次経済財政報告」2004.

以上の分析では、地域の経済格差は生産性の違いによるところが大きい、低所得地域では修正労働力率も所得押し下げ要因として働いていることが分かる。

税収の地域間格差

前述の地域間格差の要因は、結果的に税収の地域間格差を生むことにつながると考えられる。地方税には、租税原則としていわゆる「普遍性の原則」が求められる。この原則は、地方税収は特定の団体に偏ってはならないことを意味する。しかし、現実には地域ごとの所得分配、企業立地の状況に都市圏と地方圏とで大きな差があり、これらが税収の地域間格差を生み出す。国税の場合は、徴収地にかかわらず国という同一の団体の税収となるため地域的偏在は問題にならないが、地方税は徴収地の各地方団体の財源となるため、税収の偏在は財政力の地域間格差をもたらす⁶³。

三位一体の改革の影響

三位一体の改革とは、地方税、地方交付税、国庫補助負担金（国庫支出金のうち委託金を除いた大部分のもの）をこれまでの中央集権的な財政構造から分権社会に相応しい財政構造へ転換するために、それぞれを連動させて改革するというのが本来的な意味となっている。しかし、現実に行われた三位一体の改革は国庫補助負担金の削減に対して約半分の財源措置がなされたのみであり、しかも地方交付税がそれらとは無関係に大幅削減されている。実際には、国の財政再建のために移転財源を大きく純減させているといったものになっている⁶⁴。

三位一体の改革は全国的にみた場合、財政が相対的に豊かになる自治体と一層厳しくなる自治体の格差が大きくなる可能性がある。人口が多く財政力の高い自治体の場合には、税収が大きく拡大する一方で、移転財源の縮減が軽微にとどまることによって、現行の財政状態が継続したり、拡大することになる。一方、人口の少ない小規模自治体では、その財政が大きく依存している地方交付税や国庫補助負担金が大幅に削減されるのに対して、税源移譲の効果は限られたものになる。そのため、これらの自治体では財政状況が極めて悪化する事態が発生する。つまり、三位一体の改革は、自治体間の財政力格差を一層拡大する可能性が大きいのである。

5.2 地域間格差の現状

2002年初頭からの景気回復局面では、特に地域間の景気回復のばらつきが注目されているが、長期的にみれば、一人当たり所得でみた地域間の経済格差は是正される方向にある。1990年以降の各地域ブロックの一人当たり県民所得の全国平均からの乖離度合をみると、関東、中部、所得は総じて平均よりも高い水準にある一方、北海道、東北、中国、四国、九州では一貫して低い水準にある。近畿地方は、90年代は平均よりも高い水準にあったが、それ以降は低い水準になっている。他方、90年代以降をみると、ほとんどの地域で一人当たり県民所得の全国平均からの乖離度が縮小してきている。ただし、一人当たり県民所得の平均値は1997年から低下傾

⁶³ 高林（2005）p.7.

⁶⁴ 平岡・森（2005）pp.20-22.

向にあり、全体として所得が低下するなかで、地域間格差が縮小している状態にある⁶⁵。

ただし、前述の賃金格差のところでふれた最低賃金の大きな差から見られるように地域間格差は確かに存在しており、解決しなければならない問題であることは間違いない。

日本の地域間格差縮小策の効果

ここでは、実際に日本で行われてきた格差縮小政策や制度をみていこう。

(1) 社会資本整備の地方圏優先

地方における道路・港湾などの社会資本ストックの建設を優先させる。生産力効果と需要創出効果があり、地域に蓄積された社会資本ストックは、地域経済の活動を支える基盤として寄与する。そして、社会資本を建設する公共事業は、地方の需要をかさ上げし、景気浮揚効果を持つ。

この政策は、一時的に地元の企業に発注しても、その企業が資材等を仕入れる先は必ずしも当該地域ではなく、むしろ都市圏の割合が大きいので、都市圏が地方圏で行われた公共投資の生産波及効果の受け皿になっていることから、必ずしも十分な成果にはつながらなかったという見方が強い⁶⁶。

(2) 地方交付税制度による財政調整の実施

地方間の経済力格差による税收能力や、地理的条件や経済的条件の差によって生じる地方公共サービスの単位費用の地域間格差、公共サービスそのものや税負担の格差を是正するための財政調整。

日本における地方交付税による財政調整効果は、垂直的公平（貧しいものは豊かなものより分配面で優遇されるべきであるという考え方）の観点が重視されており、水平的公平（等しい条件にあるものは分配面では同等の処遇がなされるべきであるという考え方）がほとんど考慮されていないことが問題である。そして、住民にとって多額の交付税の配分を受けることは大きなメリットがあるが、これは国税の負担増を意味し、結局国民全体の負担につながる。さらに、地方交付税や補助金のような依存財源に頼りすぎることは、地方自治を阻害する要因にもなる⁶⁷。

(3) 補助金（国庫支出金）による地域振興

産業育成、特定事業の促進などを目的とし、直接的に地域間格差の縮小を目的とはしていないが、例えば地方の方が、産業育成が遅れがちであるとすれば、それを促進するための補助金支出は、地域間格差縮小政策の性格を持つ。

この補助金を有力財源とする主な事業のひとつは道路建設である。これについては、受益である道路サービスと負担である自動車関係諸税納税額の地域間格差が発生している。都市圏から地方圏への大規模な再分配の程度が 90 年代以降強まっている。一般道路、高速道路とも都市圏から地方圏への配分傾向が顕著であるが、道路整備が進展するに従って地方の道路整備の必要は薄れていくことが考えられるため、こうしたことは無駄な道路建設、非効率性の温床となる⁶⁸。

⁶⁵ 内閣府「年次経済財政報告」2004。

⁶⁶ 高林（2005）pp.143,144。

⁶⁷ 高林（2005）pp.86,87。

⁶⁸ 高林（2005）pp.198,199。

（4）地方重視の公的金融活動

地方では十分ではない民間金融機関の活動に対して、資金吸収面では郵便局が、貸出面では様々な政府金融機関が活動を行っている。

民間金融機関の活動は、東京や大阪などの都市圏に集中する傾向がある。それによる地域間格差を緩和する役割を持っているのが、財政投融资制度である。これは、入口（郵便貯金、簡易保険、公的年金など）・出口（政府金融機関、公団など）に分かれる。入り口部分をみると、郵便局は、預貯金残高、店舗数のいずれにおいても民間金融機関のみの場合の地域間格差を是正している。出口部分を見ると、バブル崩壊の過程で民間金融機関の貸出が縮小する中で政府金融機関の貸出は拡大し、信用収縮を抑制した。バブル経済以前に比べると、貸出残高において、民間金融機関の地域間格差は拡大しているが、政府金融機関はこの間、地域間格差にほとんど変化が見られなかった。以上のことから、政府金融機関は、財政投融资の入口部分、出口部分において地域間格差是正の観点から民間補完の役割を果たしているといえる⁶⁹。

（5）国と地方の税源配分

税源には様々なものがあり、集中傾向が著しいものとそうでないものがある。例えば、かつての有価証券取引税（国税）は税収の大部分が東京証券取引所のある東京に集中した。原則として集中傾向が顕著な税目は国税に、比較的集中傾向が緩やかなものは地方に配分することが望ましい。

地方税収の不平等度は、その主要構成項目である個人住民税や法人住民税、固定資産税の不平等度より小さい。このことは各税目によって不平等のパターンが異なり、それが組み合わせることにより全体として普遍性の原則に沿った税源配分がされていることを示している⁷⁰。

以上、日本で取られている地域間格差縮小策を整理したが、地域間格差の是正については、それをどこまで進めるか議論が分かれる。どのような地域に住んでいても最低限度の公共サービスを受けられる状態を保証すべきというコンセンサスがあったとしても、最低限のサービスのとらえかたは人それぞれで、その尺度をはかるのは難しい。公共サービスの供給についても、各地方における便益と費用の比較という効率性も考えなければならない。何でも地方につくればいいというものではないのである。このような格差縮小策は効率的に行われなければならない⁷¹。

三位一体の改革と地域間格差

平岡・森（2005）は長野県内市町村を例に三位一体の改革の影響を人口規模別に試算して分析している。これによると、人口当たりの自治体の歳入減は人口規模の小さいところほど大きくなり、またそのかなりの部分が地方交付税の削減によっていることが示されている⁷²。

このように、前述したような三位一体の改革による地域間格差は、現実には発生しているのである。

⁶⁹ 高林（2005）pp.105,106.

⁷⁰ 高林（2005）pp.47,48.

⁷¹ 高林（2005）pp.4-6.

⁷² 平岡・森（2005）p.45.

5.3 地域間格差解消のための課題

内閣府は、労働生産性の水準は、その地域の産業の生産性の高低で大きく左右される、としている。製造業、サービス業等に従事する人の割合が高いほど、その地域の生産性は高い一方、農林漁業、建設業等で働く従業者の比率が高いと地域の生産性は低下する傾向があるということである⁷³。しかし、生産性が高い工場が地方にあっても、その恩恵の多くは中央にもたらされることになるため、生産性が上がっても地域間格差の解消にはつながらない。よって、別の視点からのアプローチが必要になってくるだろう。さらに、内閣府は、地域間の格差は、地域固有の要因に基づくものであることから、全国一律に同じ政策を適用しても、長期的には地域間格差の解消にほとんど効果を持たない。地域固有の問題の解決のためには、それぞれの地域に合わせた政策で対応していく必要がある、としている⁷⁴。このような政策は、地方分権が確立することでできる政策であるといえるので、国が地方を管理するという状況が変わらない限り行うのは難しいだろう。

税源配分に関しては、法人所得税に偏っている都道府県税の見直し、税源の国・都道府県・市町村の間の再配分や課税標準の見直しが必要になってくるだろう⁷⁵。そのためにも、課税自主権と財政調整のあり方、租税制度の再検討が求められる。

比較的效果をあげている政府系金融機関に関しても、「政府の失敗」が起こる可能性を考え、情報公開の徹底が必要になってくる。

三位一体改革にしても、国の財政難を解決するためだけの手段として行うのなら、格差の拡大を助長する結果になる。今後は、地方分権、地方再生の観点を強化した政策を行っていく必要がある。

おわりに

日本の格差拡大は「勝ち組」「負け組」を二極化させる新自由主義的な政策を行ってきたにも関わらず、「負け組」を救済するための所得の再分配機能が弱く、さらに、低賃金労働が多く存在することが大きな要因である。日本はセーフティネットが充実していないため、一旦、低賃金労働者に転落してしまうと這い上がりにくい社会になっている。それを打開するための政府の再チャレンジ支援策も2007年現在の段階では、成功しているとはいえない。そのような状況の中で、フリーターやニートは増加している。このような背景で格差拡大論は表面化してきた。

ただ、日本における格差の拡大は数値上ではそれほど悲観する段階ではない。しかし、数値の上では見せかけの格差の拡大でも実際多くの人が格差を感じているということは無視できない。多くの国民が格差を生活の中で感じているのは事実であり、これから先、数値の上でも格差が広がっていくことは現状から考えて大いにありえることである。これまで述べてきたように、格差が見せかけだけではすまなくなる要因となりそうなことが多々存在しているのは事実

⁷³ 内閣府「年次経済財政報告」2004.

⁷⁴ 内閣府「年次経済財政報告」2004.

⁷⁵ 高林（2005）p.32.

なのである。

80年代以降、日本政府は新自由主義、小さな政府の立場である。この路線を続けることは、弱肉強食、優勝劣敗の社会になることを意味する。米国型の社会を目指したら、格差が問題視されるのはある意味必然ともいえる。そのような社会においては、まず、「機会」の平等が守られる必要がある。新自由主義の社会でも「機会」の平等が守られれば、多くの人々は納得するだろう。そして、その上での「結果」の格差を解消するためにセーフティネットの充実が必要になるのである。

しかし、実際には「機会」の平等のみを望むのか「結果」の平等のみを望むのか、その両方を望むのかは人それぞれである。日本はまさに、選別主義の社会か、普遍主義の社会かを選択する入り口に立っており、国民がその選択をしなければならない時代が間もなくやってくるのではないかと考えられる。

参考文献

Michael Förster and Marco Mira d'Ercole, "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s," *OECD SOCIAL, EMPLOYMENT AND MIGRATION WORKING PAPERS* 22, 2005.

<http://www.oecd.org/dataoecd/48/9/34483698.pdf>

石川経夫『所得と富』岩波書店、1991.

大竹文雄『日本の不平等～格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社、2005.

大竹文雄「格差拡大論をめぐって」『週刊社会保障 Vol.55』法研、2001.

玄田有史「高学歴化、中高年齢化と賃金構造」石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会、1994.

玄田有史「二一ト、学歴・収入と関連」『日本経済新聞』、2005年4月13日.

高林喜久生『地域間格差の財政分析』有斐閣、2005.

橘木俊詔『日本の経済格差』岩波書店、1998.

橘木俊詔・浦川邦夫『日本の貧困研究』東京大学出版会、2006.

橘木俊詔『格差社会 何が問題なのか』岩波書店、2006.

橘木俊詔「格差拡大の真実と是非論」『月刊学術の動向9月号』財団法人日本学術協力財団、2006.

樋口美雄「大学教育と所得分配」、石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会、1994.

樋口美雄「経済教室 経済格差と日本人 再挑戦の機会拡大が急務」『日本経済新聞』、2005年9月13日.

樋口美雄「経済格差をめぐる三つの論点」『月刊学術の動向6月号』財団法人日本学術協力財団、2006.

平岡和久・森裕之『検証 三位一体の改革—自治体から問う地方財政改革』自治体研究社、2005.

勇上和史「日本の所得格差をどう見るか」JIL 労働政策レポート Volume 3 2003.

<http://www.jil.go.jp/institute/rodo/documents/report3.pdf>

「日本を考える～格差を超えて・番外編」『読売新聞』、2007年3月1日.

「就職クラブで目指せ正社員 厚労省、年長フリーター対策で再チャレンジ案」『朝日新聞』、2006年8月24日.

「最低賃金上げに慎重論 「失業招く」と意見書 規制改革会議」『朝日新聞』、2007年5月22日.

警察庁生活安全局地域課「平成17年における自殺の概要資料」2005.

<http://www.npa.go.jp/toukei/chiiki6/20060605.pdf>

厚生労働省「所得再分配調査報告」2002.

<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/data-kou6/data14/h14hou.pdf>

厚生労働省「労働経済白書」2006.

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/06/index.html>

厚生労働省「実績評価書」2005

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/04/h0412-2.html>

厚生労働省「少子化に関する意識調査研究」2004.

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/040908/index.html>

自交総連「タクシーの規制緩和って何？」

<http://www.yuiuidori.net/atu/check/taxikisei.html>

独立行政法人 労働政策研究・研修機構「2003 年賃金データ」

<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/lasp/documents/lasp2003.pdf>

内閣府「年次経済財政報告」2004.

<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je04/04-00000.html>

内閣府「国民生活白書」2003.

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h15/honbun/index.html>

日本経済団体連合会「2006 年度・新卒者採用に関するアンケート調査結果」2007.

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/008kekka.pdf>